

2020年4月30日

お客様 各位

リビックグループ

新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス代金等のお支払について

日頃から弊社グループをご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、先頃「緊急事態宣言」が発令され、3密の回避、外出の自粛等感染拡大防止の対応が強く求められており、制約が多い中、ご辛勞の日々と存じます。

弊社グループでは、新型コロナウイルスの感染拡大の現状を鑑み、L Pガス代金及び灯油代金のお支払について、次のように対応いたしますのでお知らせいたします。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 対象商品 | L Pガス代金及び灯油代金 |
| 2. 対象期間 | 2020年4月L Pガス検針分及び4月度灯油配達分より
※ 3月分に対するお申し出についても、下記要件に準じて
対応いたします。 |
| 3. 内 容 | 通常のお支払期日を <u>1ヶ月間延長</u> させていただきます。 |
| 4. 対象者及び適用条件 | |
| ◇ 対 象 者 | 一般家庭用L Pガス・灯油をご利用のお客様 |
| ◇ 適用条件 | 『生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」・「総合支援資金」の特例措置』に基づき貸付を受けられたお客様。
なお、支払期日延長にはお客様からのお申し出が必要であり、決定通知書を確認させていただきます。 |

以 上